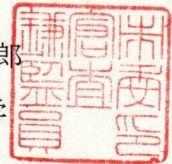


鎌倉市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和8年(2026年)10月14日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 上 野 学



令和8年度 監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

2 監査の対象

(1) 対象団体

かまくらスポーツファミリー共同事業体

(2) 担当部局

文化観光部スポーツ課

3 監査の結果

指定管理業務における現場での市民サービス提供は、おおむね良好に執行されていることを確認した。

しかしながら、条例及び協定書等で定める事項について、市担当部局と指定管理者との間における事務手続上の確認不足や認識の相違などが見受けられ、少なからぬ事務手続の漏れや報告書の内容に誤りが認められた。

担当部局にあっては、指定管理者制度の意義及び目的を十分に理解した上で、指定管理者を指導・監督する立場にあることを改めて認識し、指定管理者との一層の連携を図られたい。また、これにより、利用の公平性を確実に担保し、本市のスポーツ事業の推進に取り組まれたい。

4 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第199条第5項及び第7項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和8年（2026年）4月14日から令和8年（2026年）9月29日まで。

(3) 監査の範囲

ア 令和7年度の鎌倉市スポーツ施設の指定管理に係る事務及び出納

イ 令和7年度の「かまくらスポーツファミリー共同事業体」（以下「指定管理者」という。）の鎌倉市スポーツ施設の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導・監督業務

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、事務が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。